

別記第3号様式（第2条関係）

（表）

証票交付申請書

令和 年 月 日

函館市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称

代表者の氏名

政治活動のために使用する事務所に係る立札および看板の類の表示に関する事務取扱規程第1条第1項の証票の交付を受けたいので、同規程第2条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、この証票を表示する立札および看板の類は、政治活動のために使用する裏面の事務所または連絡所において掲示するものであり、当該事務所または連絡所は、政治活動のために各種の事務を行う場所または政治活動のための連絡がとれる場所として使用されていることに相違ありません。

証票交付 申請枚数	<input type="checkbox"/> 新規	枚	追加交付 申請の場合	既交付枚数	既交付番号
	<input type="checkbox"/> 追加			枚	
選挙の 種類	<input type="checkbox"/> 函館市長 <input type="checkbox"/> 函館市議	<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 立候補予定 <input type="checkbox"/> 新 <input type="checkbox"/> 元			
政治 団 体	組織年月日	昭・平・令 年 月 日	設立届出年月日	昭・平・令 年 月 日	
	設立届出先	北海道選挙管理委員会渡島支所			
	添付書類	<input type="checkbox"/> 政治団体設立届（写） <input type="checkbox"/> 綱領（写） <input type="checkbox"/> 規約（写） <input type="checkbox"/> 綱領・規約に類するもの（ ）			
政治団 体以外 の団体	組織年月日	昭・平・令 年 月 日			
	添付書類	<input type="checkbox"/> 会則 <input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 政治活動の実態確認文書 <input type="checkbox"/> 最近の予算書（ 年～ 年分）			
主たる 事務所	名称				
	所在地	函館市	電話番号		
	代表者	氏名	住所	電話番号	選任年月日
			函館市		大・昭・平・令 年 月 日
連絡責任者		函館市		大・昭・平・令 年 月 日	
推せん する候 補者等	氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	
	住所	函館市	電話番号		
	所属する政党その他の 政治団体の名称		職業		

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の枚数は_____枚です。

令和 年 月 日

候補者等の氏名

(裏)

後援団体の名称				※証票の有効期限	令和6年9月30日	
立札 看板 の数	事務所・連絡所			所在場所責任者	※証票番号	※摘要
	区別	所在場所		電話番号		
1	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					
2	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					
3	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					
4	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					
5	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					
6	<input type="checkbox"/> 事務所	函館市				
	<input type="checkbox"/> 連絡所					

上記の証票を受領しました。

令和 年 月 日

受領者氏名

- 注 1 証票交付申請枚数欄，選挙の種類欄，添付書類欄および事務所・連絡所の区別欄は，該当するものの□にレ印を記入してください。
- 2 ※印欄は，記入しないでください。
- 3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を，その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし，後援団体の代表者本人の署名その他の措置（記名押印等）がある場合はその限りではない。